

広島県教育委員会規則第六号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一「広島県立可部高等学校の項中「広島市安佐北区可部三丁目」を「広島市安佐北区可部東四丁目」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。